

---

## 平成24年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

---

平成24年3月26日(月)

---

### 1. 議事日程第5号

平成24年3月26日(月) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 第 2 討論
  - 第 3 採決
  - 第 4 議員派遣について
  - 第 5 委員会の継続審査の付託について
  - 第 6 議員発議
    - ・玖珠町議会委員会条例の一部改正(案)について
    - ・意見書(案)の提出について
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 日程第 2 討論
  - 日程第 3 採決
  - 日程第 4 議員派遣について
  - 日程第 5 委員会の継続審査の付託について
  - 日程第 6 議員発議
    - ・玖珠町議会委員会条例の一部改正(案)について
    - ・意見書(案)の提出について
- 

出席議員(16名)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 廣 澤 俊 幸 | 2 番 | 大 谷 徹 子 |
| 3 番 | 宿 利 忠 明 | 4 番 | 石 井 龍 文 |
| 5 番 | 中 川 英 則 | 6 番 | 菅 原 一   |

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 7 番 | 河野博文 | 8 番 | 尾方嗣男 |
| 9 番 | 秦時雄  | 10番 | 松本義臣 |
| 11番 | 宿利俊行 | 12番 | 清藤一憲 |
| 13番 | 藤本勝美 | 14番 | 片山博雅 |
| 15番 | 繁田弘司 | 16番 | 高田修治 |

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 大蔵順一 | 議事係長 | 小野英一 |
|------|------|------|------|

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                               |      |                   |      |
|-------------------------------|------|-------------------|------|
| 町長                            | 朝倉浩平 | 副町長               | 太田尚人 |
| 教育長                           | 本田昌巳 | 総務課長              | 帆足博充 |
| まちづくり<br>推進課長                 | 麻生太一 | 環境防災課長兼<br>基地対策室長 | 平井正之 |
| 税務課長                          | 帆足浩一 | 福祉保健課長            | 日隈桂子 |
| 住民課長                          | 村口和好 | 建設水道課長兼<br>公園整備室長 | 梶原政純 |
| 農林業振興課長兼<br>農業委員会<br>事務局長     | 梅木良政 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 横山弘康 |
| 人権同和啓発<br>センター所長              | 飯田豊実 | 学校教育課長            | 穴本芳雄 |
| 社会教育課長兼<br>中央公民館長兼<br>わらべの館館長 | 河島公司 | 行政係長              | 石井信彦 |

---

午前10時00分開議

○議長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の会議に、途中退席の届け出が提出されておりますので報告いたします。

執行部につきましては、本田教育長、穴本教育課長が公務のため、途中退席の届け出が提出されて

おります。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会報告。

平成24年第1回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案14件、請願1件について、3月19日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

### 1 議案第2号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本案は、平成22年9月22日付けで議決した玖珠町過疎地域自立促進計画（平成22年度から平成27年度までの6カ年）を変更したいので、議会の議決を求めるものであります。

計画書表中の1. 産業の振興、（3）事業計画書32ページ表中に公衆用トイレ整備事業を追加し、また、6. 教育の振興、（3）事業計画57ページ表中に中学校施設整備事業を加えるものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）町が管理しているすべてのトイレの経費は幾らになるのか。

（答）平成22年度決算額で792万2,000円であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 2 議案第3号 玖珠町職員の再任用に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の規定に基づいて、再任用に係る条例を整備したいので提出するものであります。

執行部より説明。

平成11年に再任用の法律が公布され、平成13年4月1日から施行されました。それに伴い地方公務員法の改正が行われましたが、県内の佐伯市、九重町、玖珠町が未整備で、他の地方公共団体についてはすべて再任用の条例が制定されている状況であります。再任用については、退職共済年金の改正による65歳までの支給開始年齢の引き上げが背景にあり、定年を迎えた公務員の任期を定めて再雇用できるという制度であります。昨年の人事院勧告において、国家公務員などの定年制の改正の流れの中で、定年延長について民間の状況が厳しく、国も定年制の延長を見送り、再任用の拡充を図るという方針であります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 旧法に基づく再任用について、実際にこれまで運用されてきたのか。

(答) これまで60歳定年のみで再任用はありません。

(問) この条例が制定されても再任用は行わないのか。

(答) すぐさま対応というのは具体的にありません。

(問) 年金の支給年齢まで保証する部分があるのではないのか。

(答) 定年を迎えた公務員の任期を定めて再任用できることは、公的年金の支給開始年齢の引き上げが背景にあり、尚且つ退職者の知識・経験を広く活用する性格を合わせ持つ制度であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 3 議案第6号 玖珠町農業委員会委員選挙区条例の一部を改正する条例について

本案は、選挙区の実態に合わせ区域の変更を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 4 議案第7号 玖珠町行政組織条例の一部を改正する条例について

本案は、玖珠町工業団地の事前準備事業の円滑な推進を図り、第6次産業振興のため商工観光振興課を設置するものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) どのような係を置くのか。

(答) 係の構成については、これまでの商工観光係と企業立地係の2係となります。

(問) 商工観光振興課は正式の名称としていく方針か。

(答) 今回の条例改正は、組織条例における本則の中において、商工観光振興課を独立させるものであります。また、商工観光係の業務内容について、収益型指定管理施設の一元管理を予定しています。当面、係長は、商工観光係と企業立地係については兼務体制でいきます。

(問) これまで短期間で課の名称を変えてきた。この様なことがあってはならない。観光課は外に打って出る攻めの体制が必要である。机に座って事務だけを行うような観光課ではいけない。

(答) 今回の改正について、町長の意向で、きっちりと商工観光振興課として組織的に位置づけて、攻めの態勢を構築するものであります。

(問) 平成20年度まで商工観光課であった。その後、商工観光振興室となり、平成23年度にはまちづくり推進課となった。そして、たった1年で商工観光振興課に改正される。こんなところ変わっていいものなのか。条例改正はそう簡単なものではない。これは執行部のまちづくりに対する統一性(考え)が全くできていないためだ。

(答) 昨年の12月時点で、まちづくり推進課から商工観光振興課の独立という提案はしませんでした。政策を実現する体制づくりについて、これまで議論をしてきました。町長の、「農業と商工の産業部門に力を入れたい」という攻めの思いがあります。県営の工業団地として内

陸型工業団地の指定を受けましたが、企業誘致のために町の事務所を東京、大阪に持つことは厳しいことです。その点、県営の工業団地であるので、県の東京、大阪事務所とタイアップしながら、玖珠工業団地をいかに推進できるかであります。県の土地開発公社の支援業務を行いながら、企業誘致の可能性にかけて組織を挙げてやるしかありません。以上の議論から今回の結果となりました。

(問) 今後は企業対策室が設置されるのか。

(答) 現時点では、企業立地係が企業対策室などの専門の部署への想定といった、そこまでの議論にはなっていません。

(問) 企業誘致は行政トップが一生懸命にやることだ。動き回らなくては誘致できないのではないか。

(答) 今、進入路の整備を含めて次の展開に結びつけていく状況が生まれてきたわけですが、企業誘致のプロセスがまだ明確ではありません。

(意見1) 商工観光課の名称で十分に通用するのに、なぜ「振興」を入れるのか。住民サービスのために、短くわかりやすくすることが課名である。そこは慎重にやらないと、一番困るのは町民である。

(意見2) 室で扱われるのと、課で扱われるのと、町内の商売人にとっても、観光関係者にとっても、町の姿勢を強く感じる。これまで軽んじられてきたように思われる。これが商売をしている人が感じてきたことであると思う。このことをしっかりと頭の中に入れておいてもらいたい。

審査の結果、本案は妥当なものであり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

#### 5 議案第8号 玖珠町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、森自治会館の移転に伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 旧自治会館は取り壊すのか。

(答) その方向ではありますが、5月には童話祭も行われるので、当面そのままにします。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 6 議案第10号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、非常勤特別職の業務の見直しに伴い提出するものです。

執行部より説明。

今回の改正について。

##### 1) スポーツ推進委員

スポーツ基本法（平成23年8月施行）の施行により、体育指導員の名称がスポーツ推進委員に変更されたことに伴う変更です。

## 2) 学校運営協議会委員

新規に加えるもので、平成23年度からのコミュニティスクールの関係で、新たに運営協議会が発生することに伴う委員報酬を制定するものです。

## 3) 玖珠町防災会議委員

防災会議条例の変更に伴い防災会議委員の報酬を定めるものです。

## 4) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準用する者（別表第5）

各部署での臨時職の配置が必要となっています。継続の雇用が公務員法上、1年を越えて雇用することができないため、非常勤特別職としての位置づけで、公務の内容によっては嘱託員規定を持つことによって3年前後の継続雇用が図られます。そういう部署を検討する上で、規定を設ける必要があることからの改正です。県内の町村の規定を参考にしました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 7 議案第11号 玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

執行部より説明。

特別職の常勤職員の改正金額については、平成18年に条例改正が行われました。今回の改正金額については、総合行政審議会の答申を受け、県下、全国の類似団体などを参考にしたところによる改正です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 8 議案第12号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、県下他団体の状況を踏まえて、扶養手当の一部を改正したいので提出するものであります。主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 扶養手当の改正で、どれぐらいの予算の増額となるのか。

(答) 214万8,000円の増額になります。

(問) 民間と比較して、公務員だけ扶養手当を上げるのはどうなのか。

(答) 大分県下の水準も考慮しながら、極力職員も子育て支援的な要素も必要という判断で、扶養手当の加算を提案するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 9 議案第13号 玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、県下市町村の実態並びに職員の特殊勤務の実態に沿って、条例の一部を改正するものであります。

執行部より説明。

平成23年度の犬、猫等動物の死骸処理については47体でした。玖珠土木事務所に冷凍庫が準備されています。発見者からの通報を受け、役場の環境係が死骸を回収して、玖珠土木事務所に持ち込んでいます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第14号 玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、玖珠町営駐車場の料金を見直し、周辺商店街の活性化を図るため、条例の一部を改正するものです。

執行部より説明。

今回の改正については、かねてより地元商店街から無料時間帯の延長などの要望がありました。平成22年度における総収入は約140万円、必要経費として警備委託、機器の点検保守等など年間約78万円かかっており、約65万円の黒字の施設であります。今後経費の収入は確保できることから、今回の改正を行います。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 大型バスの対応はできるのか。

(答) 大型バスの駐車対応はできません。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第16号 玖珠町税条例の一部を改正する条例について

本案は、「地方税法の一部改正」並びに「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第23号 玖珠町消防団条例の一部を改正する条例について

本案は、消防団員の負担軽減及び防災知識、技術向上に向けた体制整備のため、条例の一部を改正するものです。

執行部より説明。

消防学校の入校は平日となっており、消防団員は勤めの人が多く、仕事を休まなくてはなりません。その負担の緩和を図るために、今までは一般教養訓練に出動した場合の日額を1,400円としていましたが、新たに消防学校入校または郡外研修の場合、日額5,000円を支給するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 議案第25号 玖珠町自治会館の指定管理者の指定について

本案は、玖珠町自治会館の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

14 議案第26号 玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定について

本案は、玖珠町道の駅童話の里くすの管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

15 請願第1号 郵政改革法案の早期成立に関する意見書の提出を求める請願書について

本請願は、玖珠町大字四日市474、玖珠町北山田郵便局局長、穴井俊一氏より提出されたもので、紹介議員は繁田弘司氏であります。

本請願の趣旨は、郵便局会社と郵便事業会社が別組織になったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険の手続を行うことができなくなるなど、サービスの低下という問題が生じています。特に、公共交通が脆弱な地方の高齢者にとっては不便が生じています。加えて、将来的な郵便局ネットワークについても過疎地を中心に維持できるのか不安を感じさせる状況になっています。

郵便改正法案の速やかな成立を促す意見書を、政府関係者に提出していただきたいというものであります。

審査の結果、本請願は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案14件、請願1件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。二点ほどお聞きします。

まず、議案第3号の玖珠町職員の再任用に関する条例の制定についてでございます。

この玖珠町の場合、職員の定数とかを先日聞いたときに、再任用された方も職員の数に充てるということでもあります。ということは、もしこれから先、定年60歳ぐらいで再任用されていくと、65歳の方までの分が、今度新規雇用をする人たちを雇えないような状態になるんじゃないか、若者の働く場所を確保できなくなるんじゃないか、それと、職員が、これから先の長い玖珠町のことを考えたときに、バランス的に悪くなる場所が出るんじゃないか、そういうようなことがなかったかどうか一点。

それともう一点は、議案第14号の玖珠町営駐車場の設置と管理に関する条例でございます。

この森駅前駐車場の件でございますが、今回値下げする部分があると思うんですけども、現在が収入140万、必要経費として78万、約80万かかっているということで、60万ぐらいの黒字ということでございます。今回これを改正したときに、収入と支出が大体同じぐらいになるんじゃないか。そうしたときに、皆さんが希望されるように、あそこは無償化、無料化したほうがいいんじゃないか、そういうような意見が出なかったかどうかお聞きします。

○議長（高田修治君） 秦委員長。

○総務常任委員長（秦 時雄君） 再任用についてであります。今の議員からの質問でありますけれども、そこまでの具体的な執行部からの説明はありませんでした。

それともう一つは、議案第14号の件につきましては、将来的に無料という執行部のそこまでの答弁はありませんし、質疑もありませんでした。

○議長（高田修治君） ほかに。

3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 3番宿利忠明です。

議案第7号についてお尋ねいたします。

商工観光振興課の中で、収益型指定管理施設の一元管理ということでもありますけれども、これはグリーン・ツーリズム関係の施設も含まれていると思いますし、そこら辺で、グリーン・ツーリズム関係の何か意見が出たのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 秦委員長。

○総務常任委員長（秦 時雄君） この収益型指定管理施設ということで説明があったのが、今はカウベル、伐株、三日月の滝等の施設ということで、これの一元管理を予定するという説明であります。グリーン・ツーリズムの関係はありませんでした。

○議長（高田修治君） 3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） もう一点だけ、7号に関してです。

6次産業の振興ということでもありますけれども、6次産業というのは、1次産業、物を作って、2次、加工して、販売、サービスをして、6次産業というんですけれども、ここら辺からいくと、ただいまある農林振興課との兼ね合い、そこら辺の議論というのもなかったかどうかということ、もう一点だけ。

○議長（高田修治君） 秦委員長。

○総務常任委員長（秦 時雄君） そこら辺の議論はなかったです。要するに、執行部の説明では、6次産業、要するに加工、流通から全部するという、そういうことであります。

○議長（高田修治君） ほかに。

（なし）

○議長（高田修治君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長繁田弘司君。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） 産業建設常任委員会報告。

平成24年第1回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案4件、陳情1件について、3月19日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、陳情第1号、小野原地区道路の町道認定に関する陳情について現地調査を行いました。

現地調査終了後、委員会次第により議案第5号から審査を行いました。

1 議案第5号 玖珠町都市公園条例の制定について

本案は、玖珠町総合運動公園の設置に伴い、玖珠町都市公園条例の全部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第21号 玖珠町営土地改良事業並びに災害復旧事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、土地改良法の一部改正に伴い、関係条文の整備を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第22号 玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、公営住宅法の一部改正に伴い、同法で廃止される同居親族要件について、これまでどおり住宅に困窮する者の居住の安定を図り、これを維持するために条例を提出するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第24号 町道路線の認定について

本案は、玖珠工業団地内を通る幹線道路を町道として整備するもので、玖珠町大字四日市字井ノ尻205番地の5から玖珠町大字四日市字西ノ原977番地の2の1,078メートルを認定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 陳情第1号 小野原地区道路の町道認定について

本陳情は、玖珠町大字日出生1666番地の196、日出生南部自治委員会代表、高口新一氏外6名より提出されたものです。

要旨は、小野原公民館の横から北へ入り、町道小野原分校線に合流するまでの約250メートルの工事用道路と、あわせてこの町道小野原分校線と続いて、小野原集落の裏山を通過して小野原線に合流している約1キロメートルの農道の町道認定であります。

審査の結果、全体で約1,500メートルあるが、山間部については幅員も狭く、今回は神社裏までの480メートルを町道認定することを条件に、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案4件、陳情1件につきまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） 文教民生常任委員会報告を行います。

平成24年第1回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案5件について、3月19日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第9号 玖珠町印鑑条例の一部を改正する条例について

執行部より、本案の条例改正の主な要因は、住民基本台帳の一部を改正する法律の施行により玖珠

町印鑑条例の一部を改正するものであり、平成24年7月9日から外国人住民が住民票に記載されることとなったため、外国人登録法に基づいて行っていた印鑑登録について、住民票に基づき取り扱うこととするための改正でありますと説明がありました。

委員より、①氏名について英語のスペルでも登録できるのか。②現在、印鑑登録している外国人がいるのか。③国籍が日本でなくてもよいのかと質問がありました。

執行部より、①平仮名、片仮名、漢字表記の登録となります。②登録している外国人はいます。③国籍が日本でなくても（帰化していなくても）印鑑登録はできますと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 2 議案第17号 玖珠町使用料条例の一部を改正する条例について

執行部より、本案の条例改正の主な要因は、総合運動公園の陸上競技場などが一部で使用されることに伴い使用料金を加える改正と、森自治会館の建て替えに伴い使用料の発生する施設を追加するものでありますと説明がありました。

委員より、①玖珠町内・外の取り扱いはどうするのか。②高校生以下に対して無料化はできないか。③使用料についてどのような団体と協議したのか。④使用料の支払い手続はどのようにするのか。⑤夜間照明料については玖珠町内・外はどうなるのか。⑥使用料の見直しを今後するのか。⑦教育委員会では協議されたのか。⑧登録団体の募集は新たに行うのか。⑨テニスコートの照明は1面ごとに使用できるのか。⑩森自治会館の使用料は森地区コミュニティ運営協議会の収入になるのかと質問がありました。

執行部より、①現状は、玖珠町内・外において自己申告をしてもらっています。②総合運動公園を計画したときから使用料を取る予定でした。他市町村を見ても、総合運動公園については使用料をもらっています。③陸上、サッカー、テニス、ソフトボール、野球、ゲートボール、グラウンドゴルフ団体、中体連、スポーツ少年団などと協議を行いました。④総合運動公園に券売機を設置します。また、B&G海洋センター内でも販売できるようにします。⑤夜間照明料は、玖珠町内・外については変わりません。⑥運用していきながら、不備が生じたら変更することも考えます。⑦社会教育委員会で事後報告を行っています。⑧2カ年に一度、申請を受け付け、教育委員会で承認しています。新しい団体が申し込めば、随時登録を行います。⑨テニスコートは照明を1面ごとに使用することができます。⑩町ではなく、森地区コミュニティ運営協議会の収入になりますと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 3 議案第18号 玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部を改正する条例について

執行部より、改正の目的は、路線バスの実証実験が終わり本運行に移行することと、これまで対象地区の住民しか利用できなかったが、その地区設定を外すことで利用者を増やすことと説明がありました。

委員より、①誰でも利用できるのか。②途中下車でも料金は変わらないのか。③6歳未満というの

は年齢で区切るのか、それとも未就学で区切るのかと質問がありました。

執行部より、①第3条の使用者の規定がなくなるので、誰でも利用できるようになります。②路線分の料金は変わりません。また、外出支援用のタクシー券を、ふれあい福祉バス、まちなか循環バスの両方で利用できるように、400円券を200円券に変更します。③年齢で区切りますと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 4 議案第19号 玖珠町出産祝金等支給条例の一部を改正する条例について

執行部より、次代を担う子供たちを確保するため、出産祝い金の増額を行い、保護者の子育てを支援するための改正でありますと説明がありました。

委員より、この件については簡単に変えないでほしい。以前は金額を下げたこともあるのでという意見がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 5 議案第20号 玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例について

執行部より、本案については、介護保険法及び玖珠町介護保険事業計画に基づき、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を定めるため条例改正を行うものでありますと説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案5件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長清藤一憲君。

○予算特別委員長（清藤一憲君） 予算特別委員会委員長報告を行います。

平成24年第1回玖珠町議会定例会において、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第35号から議案第41号までの7議案につきまして、3月8日、9日の2日間、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

なお、本委員会は、議長を除く全議員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。（予算特別委員会報告は、P181～P185に掲載）

議案第35号、平成24年度玖珠町一般会計予算について。本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第36号から40号までの特別会計予算につきまして、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第41号、平成24年度玖珠町水道事業会計予算について。本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

今回、初めて全員での予算特別委員会でありましたが、予算審議に当たり予算特別委員会の委員の中から出されました様々な質疑、要望、特に厳しい経済情勢の中、地元業者への受注に特段の配慮との意見については、これを真摯に受けとめ、予算の執行に反映させるよう申し添えますとともに、多様化する住民の要望に対し、いかに行政が応えていくかなど課題も多くありますが、なお一層の努力を期待し、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案7件の審査の結果の報告を終わります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

予算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

## 日程第2 討論

○議 長（高田修治君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 議案第3号、玖珠町職員の再任用に関する条例の制定についてでございます。

先ほど、委員長さんの報告の中でも質問させていただきましたけれども、町の職員の定数が変わらないということであれば、60歳の定年後から再任用されるということは、それが先に、新しく採用される若い人たちが採用できなくなる可能性があります。やはり玖珠町の今後のことを考えた場合、若い人たちの雇用の場を増やすためにも、60歳からの再任用というのはまだ考えるべきじゃないかな、そして、それから先の対応については、現在でも臨時的に60で退職された方も雇用されております。そういう意味で、玖珠町の職員の定数にかかわる問題なので、これは若い人たちを雇うためにも、この件につきましては私は反対したいと思います。

以上です。

- 議 長（高田修治君） ほかに反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第5号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第6号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第7号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第8号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第9号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。

1 番廣澤俊幸君。

○1 番（廣澤俊幸君） 私は、3月5日の議案の上程のときに、この件については申し上げたとおり、今大変厳しい状況であると。町の勤務をしている人が15万取るといのは大変なことなんです、給料。そういう中で、役場の職員だけ上げるというのはどうしても理解に苦しむ。もう少し景気がよくて、そして町民も収入が増えているというような段階での実施についてだったら、そういう反対はしませんけれども、この情勢下の中で上げるということには理解できないということから、反対をさせていただきます。

○議 長（高田修治君） ほかに反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第14号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

- 議 長（高田修治君） 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第24号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第25号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第35号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第37号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第38号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第39号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第40号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第41号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

### 日程第3 採決

- 議 長（高田修治君） 日程第3、これより採決を行います。  
議案第2号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。  
よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決しました。  
次に、議案第3号、玖珠町職員の再任用に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、玖珠町都市公園条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、玖珠町農業委員会委員選挙区条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、玖珠町行政組織条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、玖珠町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、玖珠町印鑑条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、玖珠町税条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、玖珠町使用料条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方

の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、玖珠町出産祝金等支給条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、玖珠町営土地改良事業並びに災害復旧事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、玖珠町消防団条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、町道路線の認定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、玖珠町自治会館の指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号、平成24年度玖珠町一般会計予算についてであります。議案第35号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号から議案第41号までの6議案は平成24年度特別会計及び水道事業会計の予算であります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第36号から議案第41号までの6議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第36号から議案第41号までの6議案は、原案のとおり可決することに決しました。

○議 長（高田修治君） 次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件、陳情2件について採択を行います。

請願第1号、郵政改革法案の早期成立に関する意見書の提出を求める請願についてであります。委員長報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

次に、閉会中の継続審査付託としました陳情第15号、私立幼稚園への「町学校給食」の実施のお願いの陳情についての採択を行います。陳情第15号の委員長報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第15号は採択することに決しました。

次に、陳情第1号、小野原地区道路の町道認定に関する陳情書についてであります。委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第1号は採択することに決しました。

#### 日程第4 議員派遣について

○議長(高田修治君) 日程第4、議員派遣について議題といたします。

今定例会より6月定例会まで、別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

#### 日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長(高田修治君) 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決しました。

次に、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継

続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、担当委員会に継続審査の付託をすることに決しました。

次に、総合運動公園調査検討特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、担当委員会に継続審査の付託をすることに決しました。

## 日程第6 議員発議

- ・ 玖珠町議会委員会条例の一部改正（案）について
- ・ 意見書（案）の提出について

○議 長（高田修治君） 日程第6、議員発議を議題といたします。

お手元に配付してあります発議第1号と第2号が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

初めに、発議第1号、玖珠町議会委員会条例の一部改正について、提出者の説明を求めます。

提出者、9番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君）

発議第1号

平成24年3月26日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

|     |         |     |     |
|-----|---------|-----|-----|
| 提出者 | 玖珠町議会議員 | 秦   | 時 雄 |
| 賛成者 | 々       | 中 川 | 英 則 |
| 々   | 々       | 菅 原 | 一   |
| 々   | 々       | 松 本 | 義 臣 |
| 々   | 々       | 清 藤 | 一 憲 |
| 々   | 々       | 片 山 | 博 雅 |

## 玖珠町議会委員会条例の一部改正について

### 玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条2項の規定により提出します。

#### 玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例

玖珠町議会委員会条例（昭和62年玖珠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号に次のように加える。

オ 商工観光振興課の所管に属する事項

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（理 由）

平成24年4月1日より玖珠町行政組織条例の一部が改正されることに伴う委員会の所管事項などの変更を行うものである。

以上です。

○議 長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第1号、玖珠町議会委員会条例の一部改正について、別に反対意見の発言もありませんでした

ので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、発議第1号、玖珠町議会委員会条例の一部改正については可決されました。

次に、発議第2号、郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書（案）について、提案者の説明を求めます。

提出者、9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君）

発議第2号

平成24年3月26日

玖珠町議会

議長 高田修治殿

|     |         |    |    |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 玖珠町議会議員 | 秦  | 時雄 |
| 賛成者 | 々       | 中川 | 英則 |
| 々   | 々       | 菅原 | 一  |
| 々   | 々       | 松本 | 義臣 |
| 々   | 々       | 清藤 | 一憲 |
| 々   | 々       | 片山 | 博雅 |

#### 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

#### 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書（案）

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社の下、各事業を継承した三つの株式会社が、窓口業務等を郵便局株式会社に委託する形で民営化・分社化された。

当時、政府は、この郵政民営化によって、経営の自由度が増大し、サービスが向上し、また多様なサービスが安価な料金で提供できるようになるとして、国民も期待した。

しかしながら、現状を見ると、郵便局会社と郵政事業会社が別組織になったことにより、配達を行

う郵政事業会社の社員が、貯金や保険の手続きを行うことができなくなるなど、サービスの低下という問題が生じている。特に、公共交通が脆弱な地方の高齢者にとっては不便が生じている。加えて、将来的な郵便局ネットワークについても過疎地を中心に維持できるのか不安を感じさせる状況になっている。

よって国会並びに政府におかれては、国民とりわけ地方の住民が、より良いサービスを受けることができるよう郵便局ネットワークを再構築するため、郵政改革法案を速やかに成立させることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月26日

大分県玖珠町議会

議長 高田 修治

衆議院議長 横路 孝弘 様

参議院議長 平田 健二 様

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

総務大臣 川端 達夫 様

財務大臣 安住 淳 様

郵政改革担当大臣 自見 庄三郎 様

○議長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第2号、郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議 長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、本意見書は可決されました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、3月末をもって退任されます太田副町長に、退任のごあいさつをお願いいたしたいと思えます。

太田副町長。

○副町長（太田尚人君） ただいま議長より退任のあいさつの機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。一言ごあいさつを申し上げます。

これまで約3年半にわたり副町長を務めさせていただきましたが、来月より県に復帰することとなり、この3月いっぱい、任期途中でありますけれども、退任をさせていただくことになりました。

これまで何とか不十分ながらその任に当たってこられたのは、ひとえに議会を初め町長、執行部、町民の皆様方のご指導、ご鞭撻のおかげであります。誠にありがとうございます。深く感謝を申し上げます。深き次第であります。

顧みますと、平成20年12月に就任して早々、ヨコオファームの第2農場の誘致のために、日田の天瀬の地権者との用地交渉に足しげく通ったのを思い出します。それ以来、玖珠の地域振興は、農業畜産振興、農商工の連携、工業振興との思いでこれまで努めさせていただきました。

ヨーロッパを初め世界中が景気後退を余儀なくされている中でも、日本も不況が深刻化しており、玖珠町にとっても地域経済の振興が町政にとっての最大の課題であります。議員の皆さん方の熱心な働きかけで、最後の最後で工業団地の進入路の開設にやっと着手ができますことは、大変喜ばしい限りであります。今は、これが企業誘致につながり、地域の雇用が創出され、玖珠町の活性化につながっていくことを願ってやみません。県に復帰した後も、できる限り玖珠町の発展に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、玖珠町のすばらしい未来に大きな期待を寄せ、玖珠町議会の益々のご発展と議員の皆様方のご健勝並びに朝倉町長を初めとする執行部の皆さん方のご活躍を心から祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。お世話になりました。

○議 長（高田修治君） 町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 平成24年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

その前に、まず諸般の報告を申し上げます。

去る3月24日、先週の土曜日でございますけれども、玖珠町総合運動公園仮オープン記念式典・記念イベントの開催について、ご報告申し上げます。

当日は早朝から強い雨で式典の開催が心配されましたが、開式までに、寒い中でありましたが、雲の晴れ間から春の陽射しが会場に差し込み、9時30分、開式を告げる花火の音が大きく会場に鳴り響きました。

オープン記念式典では、スポーツ・健康づくりなどの関係団体、町民の皆様、そして多数の参加をいただきました。特に小学校、中学、高校生の約450名の方に参加していただきました。

また、多くのご来賓の方がご来場され、広瀬県知事、衛藤衆議院副議長、濱田県議会議員、高田町議会議長の4名の方からご祝辞をいただきました。代表者によるテープカットとファーストランに続き、スポーツ少年団と玖珠町陸協の代表者からお礼の言葉が述べられ、オープン記念式典を無事終了することができました。

記念イベントといたしまして、プロランニングコーチであります、駅伝、マラソンの解説でおなじみの金哲彦さんの体幹ランニング教室が開催されました。400名を超える町民の皆様の多数の参加があり、すべてのスポーツの基本・基礎となる下半身を鍛える体幹ランニング教室の指導が行われ、陸上競技場でのオープンにふさわしいイベントとなりました。

更にその後には、大分トリニータコーチによる町内小学生へのサッカー教室もあり、緑の人工芝で思い切りサッカーボールを蹴っていただいて、プレーを楽しんでいただきました。

今後は2年後のグランドオープンに向けて整備を進め、事業の早期完成に努めて、スポーツの振興と健康の増進が図られる総合運動公園を目指して建設の推進を図っていきたく思っております。

また、完成後の各施設の幅広い利用促進と利用者による維持管理方法の工夫など、様々な課題がまだ残っております。町民の皆様から愛され、利用される施設の検討につきましては、更に多くの町民皆様のお知恵、お力をかりまして練り上げていきたく思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

さて、今回の定例会は去る3月5日から本日の26日まで22日間の会期でありましたけれども、議員の皆様方には年度末の公私ともお忙しい中にもかかわらずご出席していただき、ご提案申しあげました平成24年度一般会計当初予算案など42議案につきまして慎重かつ熱心なご審議を賜り、いずれの案件もご承認していただきましたことにつきまして、お礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

予算特別委員会の日程におきましては、企業誘致の関係で委員会欠席による日程の一部変更をさせていただきます。大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、まずお詫び申し上げたいと思います。予算特別委員会のご配慮に、重ね重ね感謝申し上げます。次第でございます。

今回の定例会での予算特別委員会におきましては、議長を除く全議員の皆様により予算特別委員会が構成され、予算の詳細説明ができる執行部の出席要請とともに、議事日程につきましても3日間の

審議日程を確保する議会改革の実施が行われました。執行部といたしましても、施政方針に基づく新規・重点事業につきまして事前の個別の説明を担当課長より行い、予算審議の改善に努めたところがあります。

このように、本会議を初め各常任委員会や予算特別委員会などにおけます審議や審査の過程におきまして、本町が直面する様々な課題につきまして、熱心なご議論と多くのご意見、ご示唆を賜ったところでもあります。

貴重なご提言、ご意見につきましても、これらを真摯に受けとめ、来年度以降の町政執行に生かしてまいりたいと思っております。

先ほど太田副町長の退任のごあいさつをいただきましたが、太田副町長の退任の議会への報告につきましては16日にさせていただいたところではありますが、3年4カ月にわたり玖珠町副町長として、その職務と職責を担っていただきました。4月からは県庁生活環境部私学振興・青少年課長として復帰されます。これまでに経験された部署であると聞いております。これからの玖珠町の課題につきましても、引き続き変わらぬご指導を重ねてお願い申し上げたいと思っております。

改めまして、これまでのご苦勞に感謝を申し上げますとともに、私学振興・青少年課長として、ますます活躍されることをご祈念申し上げる次第であります。

本当に長い間、ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

さて、4月からは新たな年度が始まります。町政運営の基本方針の中で申し上げましたけれども、新年度は総合計画2年次となり、15年から20年先を見据えたまちづくりを積極的に推進してまいりたいと思っております。

町民の皆様のご意見を拝聴しながら、町民の皆様と行政の協働によるまちづくり、地域づくりを目指し、安心して暮らせる玖珠町、住みやすい玖珠町の実現に向けて努力してまいり所存でございます。そしてこれまでと同様、町民の皆様の視点に立ち、公正・公平な公共サービスの実現を目指し、選択と集中、経営感覚の行政による効率的で質の高い行政運営を図ってまいりたいと思っております。

最後になりましたが、年度末における専決処分についてのお願いでございます。

例年のように、国・県補助金などの確定、あるいは年度末の会計の精算などによります補正予算につきましては、必要に応じて専決処分をさせていただき、次の議会においてその詳細についてご報告申し上げる予定でございます。年度末における専決処分につきまして、ご了承していただきたく考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今年は梅の花が咲くのが遅くなってきましたが、春分を過ぎ、春一番の強い風が九州北部で黄砂も飛来してきて、これから春本番の季節を迎えることとなります。

議員の皆さんにおかれましても、ご健康に十分留意され、町政の発展のため益々ご活躍されるよう祈念申し上げ、引き続きご協力をお願い申し上げます。本定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議 長（高田修治君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

平成24年第1回定例会は、去る3月5日開会以来本日まで22日間にわたり、議員各位はもとより執行部におかれましても終始極めて真剣なご審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことを感謝申し上げます。

加えて、議会運営にご協力いただいたことに対しましても感謝を申し上げます。

なお、今議会におきまして議員から出されました様々な質疑、意見・要望については、先ほど町長よりありましたが、これを真摯に受けとめ、執行に反映させていただきますようお願いを申し上げます。

特に予算特別委員会委員長報告にありましたが、依然として厳しい経済情勢の中で地元事業者を取り巻く環境は非常に厳しい状況下にあります。地元経済の活性化、地元業者の育成のため発注においては特段の配慮をされますよう、議会として申し添えておきます。

さて、先ほど退任のごあいさつをいただきました太田副町長におかれましては、3年4カ月にわたり玖珠町の町政発展にご尽力いただきましたことに対し心から感謝を申し上げますとともに、今後益々のご活躍を祈念するものであります。副町長には、これをご縁にご相談することも多々あろうかと存じますが、今後とも玖珠町にご助言、ご指導賜りますようお願いを申し上げます。大変お疲れさまでございました。

また、この3月31日付をもちまして定年を迎えられます、梶原建設水道課長兼公園整備室長、村口住民課長、飯田人権同和啓発センター所長、さらには今期で退職されます職員の皆様には、長きにわたり町政発展のためのご尽力に対しまして、議会を代表してお礼を申し上げます。大変長い間お疲れさまでございました。今後の人生は、健康にご留意されまして、培われた経験を生かし、まちづくりに格段のご協力をお願い申し上げます。

さて、昨年からの協議を進めております議会改革につきましては、新年度から定期研修の開催や地域へ出かけての懇談会等、取り組みを進めてまいりたいと考えております。より良い玖珠町を子供たちに引き継げるよう、ともに頑張りたいと思います。

これをもちまして、平成24年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

午前11時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年3月26日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 菅原 一

署名議員 松本義臣